

福島第一原子力発電所における 放射線防護上の不適合事例について

2026年10月28日

東京電力ホールディングス株式会社

2026年6月4日以降に発生した放射線防護に係る不適合(1/2)

件名	発生年月日	概要	要因分類
①管路調査における放射線管理上の不備について	2026.6.5	協力企業作業員が、発電所構内コア倉庫付近で、通信ケーブル敷設に向けた管路調査を実施した。調査終了後、登録センターでの汚染検査において作業員5人の手や肘等に放射性物質の付着が確認されたことから、放射性物質を拭き取り、全員が退域基準を満足して退域した。作業前に当該作業エリアの汚染状況を確認し、適切なエリア設定や防護装備を決める必要があったが、作業前の汚染状況確認がなされていなかった。	基本行動の不備
②出入監視作業における本人確認時の不備について	2026.6.26	入退域管理棟における管理区域入域時の本人確認において、出入監視員が、受動型個人線量計を所持していない従事者を発見したが、当該従事者より現地で受動型個人線量計を着用するとの説明を受けたことから未着用での入域を許可。しかし、当該従事者の認識は誤りであり受動型個人線量計の着用は必要であることが別の出入監視員の指摘により判明。直ちに当該従事者を退域させるとともに、線量評価を実施。なお、当該従事者については電子式線量計（警報付ポケット線量計）および許可証類の所持は確認済。	ヒューマンエラー
③放射線公開データ作成時における、検出下限値超過判定の誤りについて	2026.6.29	当社社員が、放射線公開データ作成時に、2026年5月の空气中トリチウム濃度測定記録を作成する際、検出下限値超えの判定を誤っていることを発見。トリチウム濃度が記載された分析結果報告書から公開データ作成時に、検出下限値超えと判定すべきところを、検出下限値未満として誤って判定していた。過去の公開済データを確認したところ、2026年2～4月の公開データにおいても同様の誤りを確認。既に公開されているデータについては、内容の訂正を実施予定。今後、検出下限値超えについて、自動判定させると共に、再教育を実施する。	ヒューマンエラー、品質（記録誤り）

2026年6月4日以降に発生した放射線防護に係る不適合(2/2)

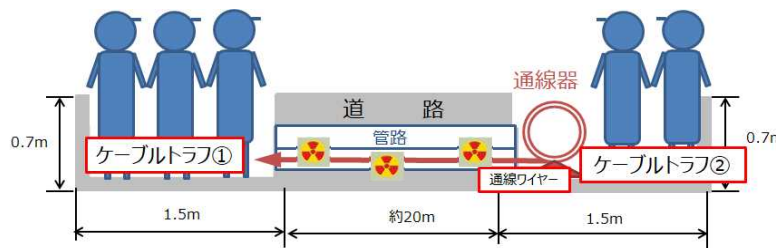
件名	発生年月日	概要	要因分類
④免震重要棟におけるキャリーケースの不適切な運搬について	2026.7.7	協力企業作業員が免震重要棟前駐車場から免震重要棟を經由し1－4号出入管理所内への運搬作業において、運搬物品であるキャスター付きキャリーケースを汚染している可能性がある屋外の地面に接触させた状態でキャリーケースを引きながら屋外から屋内に不適切に運搬。キャリーケースのキャスターが汚染している可能性がある状態で屋内移動を行っており、移動した範囲は免震重要棟入口から1－4号出入管理所内までの約30mである。なお、当該箇所について、汚染確認を実施し汚染がない事を確認済。	基本行動の不備
⑤管理対象区域内における飲水事案発生について	2026.7.23	当社社員が、免震重要棟から構内循環バスに乗車するため、飲食禁止のバス待合所で待機中に、携行していたペットボトルの水を摂取したことを確認。当該社員の口、鼻の汚染検査およびホールボディカウンタ測定を実施し、汚染や内部取り込みが無いことを確認。当該社員へ聞き取りした結果、無意識に携行していた水を飲んでしまったもの。	基本行動の不備

①. 管路調査における放射線管理上の不備について

不適切事例

構内コア倉庫付近(G-zone)で通信ケーブル測量作業に従事していたパートナー企業作業員5名が作業終了後に汚染検査を実施したところ、手や肘等に管理対象区域の退出基準値以上の汚染が確認された。

ケーブルトラフ内で通線器を使用した既設管路の導通確認をした際、通線器のワイヤーが汚染され、ワイヤーを回収する過程で汚染が伝播したと推定される。



【原因】

- ・ G-zoneでの作業環境モニタリングは不要との認識を持っていた。

【正しいふるまい】

- ・ 作業着手にあたり作業環境モニタリングを確実に行う。

対 策

○放射線防護教育の強化

主管Gに加えパートナー企業へも直接教育を実施し、正しいふるまいの浸透を図る。

○デジタルサイネージの拡充

デジタルサイネージを活用し過去の放射線管理上の不備について周知を行い、正しいふるまいの注意喚起を実施する。

○放射線管理マニュアルの改訂

マニュアルに以下の記載を追加
 「作業エリアの範囲を明確にして作業環境モニタリングを実施する」
 「ケーブルトラフの内部等は汚染残存のおそれがあり注意が必要」

○ G-zone全域サーベイ実施

構内全域のG-zoneにおける汚染レベルの測定を実施。

守らなければならない理由

作業環境モニタリングを行わないことで
 身体汚染及び内部取り込みに繋がるおそれがある。

②. 出入監視作業における本人確認時の不備について

不適切事例

入退域管理棟にて入域者の本人確認を実施していた出入管理担当者が一時立入者に随行していた入域者の受動形個人線量計（GB）未所持を発見。念の為、出入管理責任者へ確認を依頼したが、近傍に掲示していた「着用確認表」を見誤り、当該入域者を受動形個人線量計の着用対象外と思い、入域を許可した。

着用確認表の通りだから
GB未所持でも問題無いな



国の機関などの着用対象外職員と誤認

別の出入管理担当者が当該入域者はGB着用対象者である旨を作業責任者へ進言し事象が発覚。当該入域者を発見した後、退域処理を実施。

【正しいふるまい】

- ・入域の際は受動形個人線量計（GB）を携行する。

対 策

- 出入管理業務全担当者の再教育を定期的の実施し、理解度の確認を行う。
- 着用確認表の改訂（文字サイズ変更・配置見直し等）を実施。
- GB未所持者の対応について手順書へ明記する。

守らなければならない理由

GB未携行により正しい外部被ばく線量の測定及び評価ができなくなる。

③. 放射線公開データ作成時における，検出下限値超え判定の誤りについて

不適切事例

当社社員が，2026年5月度の空气中トリチウム濃度測定記録（月報）を作成する際，検出下限値超えの判定を誤っていることを発見した。

分析結果報告書のPDFから公開データ作成用Excelへ転記（手入力）する際，本来は「検出下限値超え」とすべきところ，「検出下限値未滿」と入力していた。

なお，過去の公開データを確認した結果，2026年2～4月度分についても同様の誤りを発見。（修正済み）



手入力による
転記ミス



公開済データも同様の
誤りを発見

検出下限値超えの判定基準が明文化
されていなかった。
（前任者からは口頭での引継ぎのみ）

【正しいふるまい】

・放射線データ公開にあたり，正しい測定値が記載されている事を確認する。

対 策

○公開データ作成用Excelに，検出下限値超えを自動判定する数式および入力欄を追加し，人による判定をなくす。

○公開データ作成手順書およびチェックシートを改定し，検出下限値超えの判定基準に関する確認項目を追加する。

○判定基準（検出下限値と目標検出下限値の違い）について，担当者への再教育を実施する。

守らなければならない理由

誤ったデータを公開する事による社会からの信頼低下。

④. 免震重要棟におけるキャリーケースの不適切な運搬について

不適切事例

パートナー企業作業員が免震重要棟駐車場から1-4号出入り管理所（免震重要棟屋内経由）へ物品搬入の際、運搬用キャリーケースのキャスターを地面に接触させている状態で屋内（W-zone）へ運搬していた。当該キャリーケースのキャスター及び移動ルート（約30m）の表面汚染検査を行い、汚染がない事を確認した。



キャスターが汚染している恐れのある状況でキャリーケースを屋内へ移動していた。

【正しいふるまい】

- 汚染エリアで使用した物品を汚染のおそれのないエリアへ持ち込む際は表面汚染検査を確実に行う。

対策

- 当該作業員へ放射線防護のふるまい教育を実施。
- 免震重要棟出入口に汚染検査用GM管サーベイメータ及び除染用アルコールティッシュを配備。



守らなければならない理由

汚染のおそれのないエリアへ汚染を持ち込む事により身体汚染又は内部取り込みに繋がるおそれがある。

⑤. 管理対象区域内における飲水事案発生について

不適切事例

当社社員が、免震重要棟バス待合所（飲食禁止エリア）で待機中に携行していたペットボトルの水を摂取していた。

本人へ聞き取りをした所、無意識のうちに摂取してしまったとの事。

なお、当該社員の口・鼻の汚染検査及びWBCによる測定を実施した結果、汚染がない事を確認した事から放射性物質の内部取り込みの可能性は無いと判断した。



1 F構内はバス待合所での
飲食禁止！

【正しいふるまい】

- ・ 飲食は非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域の決められた場所で行う。

対 策

- 飲食物を携行する際は、ジッパー等が付いた透明な袋に封をした上でカバン等に収納する。



守らなければならない理由

放射性物質の内部取り込みに繋がるおそれがある。